

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

熊本市川尻駅自転車駐車場	熊本市南区川尻2丁目1171番地1
--------------	-------------------

別表第3に次のように加える。

熊本市川尻駅自転車 駐車場	1月1日から 12月31日 まで	午前0時から 午後12時まで	供用時間中	供用時間中
------------------	------------------------	-------------------	-------	-------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提出理由)

川尻駅自転車駐車場を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。